

指定居宅介護支援事業所 片倉 運営規程

第一条（事業の目的）

医療法人社団永生会が開設する指定居宅介護支援事業所片倉（以下事業所という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

第二条（運営の方針）

- 1、事業所の介護支援専門員は要介護者が可能な限りその居宅において現に有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状態や置かれている環境などを勘案し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう支援する。
- 2、介護支援専門員はその支援提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が公正中立になるよう行うものとする。
- 3、事業所の運営に当たっては、関係区市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を行い、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4、事業所はケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行うとともに介護サービス情報公表制度において公表を行う。
 - ・前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。
 - ・前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの回数のうち同一事業所によって提供されたものの割合。

第三条（職員の職種、員数、及び職務内容）

事業者に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 1、管理者 主任介護支援専門員 1名
管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 2、主任介護支援専門員 5名
適切な居宅介護支援が行われているかどうか、適切に支援・助言を行い、必要な情報収集や調整を行う。
- 3、介護支援専門員 常勤職員 8名（管理職・主任介護支援専門員を含む）
介護支援専門員は居宅介護支援の提供に当たる。

4、事務職員 2名（非常勤）

必要な事務を行う。

第四条（事業所の所在地、電話番号）

事業所の所在地、電話番号は次の通りとする。

住所 東京都八王子市片倉町 440-2

電話番号 042-632-6335

第五条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1、営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日と12月29日から1月3日までを除く。
- 2、営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 3、緊急時の24時間対応を行う。

第六条（居宅介護支援の提供方法、内容）

居宅介護支援の提供方法、内容は次の通りとする。

- 1、利用者の相談を受ける場所 事務所相談室とする。
- 2、使用する課題分析票の種類 永生会方式。
- 3、介護支援専門員の居宅訪問頻度など アセスメント時に1回、定期訪問毎月1回、その他必要に応じて訪問する。

第七条（居宅介護支援の利用料など）

居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 1、通常の事業の実施地域（八王子市）を越えて行う指定居宅支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
事業所から、10キロメートル未満は300円
10キロメートル以上～20キロメートル未満は600円
20キロメートル以上は1キロ増すごとに35円増し。
- 2、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に記名押印を受ける事とする。
- 3、1ヵ月居宅介護支援を担当した場合の居宅介護支援給付費
保険者より全額給付。利用者負担はない。
尚、以下に記載した額が利用料金となる。

<居宅介護支援費（Ⅰ）>

要介護 1・2	12000 円
要介護 3・4・5	15591 円

<加算要件>

初回加算	3315 円（該当月のみ）
特定事業所加算Ⅱ	4652 円（毎月）
入院時情報連携加算Ⅰ	2762 円（該当月のみ）
入院時情報連携加算Ⅱ	2210 円（該当月のみ）
緊急時等居宅カンファレンス加算	2210 円（月 2 回まで）
ターミナルケアマネジメント加算	4420 円（該当月のみ）
通院時情報連携加算	552 円（月 1 回まで）
退院退所加算 カンファレンス参加あり	
	連携 1 回 6630 円 2 回 8287 円 3 回 9945 円
カンファレンス参加なし	
	連携 1 回 4972 円 2 回 6630 円

*加算要件につきましては介護保険法令に基づき算定する。

*利用者の保険料滞納などで、保険者より給付されなかった場合は上記料金を徴収する。
（後日、保険者への手続きにより払い戻しあり）

第八条（通常の事業の実施区域）

事業所の通常の実施地域は、八王子市とする。

第九条（その他運営についての重要事項）

事業所は介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1、採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- 2、継続研修 年 1 回
- 3、その他、法定研修 東京都介護支援専門員現任研修

第十条（事故発生時の対応）

- 1、事業所は利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市長村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。
- 2、事業所は前項の自己の状況及び事故に際して取った処置について記録を行う。

3、事業所は利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うものとする。

第十一条（苦情処理）

1、事業所は居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じることとする。

2、事業所は提供した居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書、その他の物件の提示の求め、又は当該市町村の従業者からの質問や照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに市町村からの指導または助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3、事業所は提供した居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関しても国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導、助言を受けた場合には当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第十二条（個人情報の保護）

1、事業所は利用者又は家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2、事業所は知り得た利用者、又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を予め書面により得るものとする。

第十三条（ハラスメント対策の強化）

事業所は適切な介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要且つ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第十四条（虐待防止に関する事項）

事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- 2、虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3、介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。
- 4、3号における措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

第十五条（事業継続計画）

- 1、事業所は感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び実法寺の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2、事業所は従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修、訓練を定期的に実施するものとする。
- 3、事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十六条（衛生管理）

事業所は事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じることとする。

- 1、事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの）を概ね六か月に一回以上開催すると共にその結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- 2、事業所における感染症の予防及びまん延防止の指針を整備する。
- 3、事業所において介護支援専門員に対し感染症の予防、及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第十七条（身体拘束の禁止）

事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人または家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載するものとする。

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する